

[編集復刻版]

「長野県 教員赤化事件」 関係資料集 全3巻

- 解説 前田一男(立教大学教授) (*第1巻の巻頭に付す)
- 推薦 伊藤純郎(筑波大学教授)
荻野富士夫(小樽商科大学名誉教授)
- 体裁 B5判/上製/総約1,150ページ
- 前定価 6万円十税
- 刊行 2018年11月一括刊行
ISBN978-4-86617-072-5



『信濃毎日新聞』『長野新聞』1933(昭和8)年9月15日付の号外(県立長野図書館所蔵)

*表示価格はすべて税別。

一九三三年二月四日、治安維持法違反として始まった
 大規模思想弾圧事件「長野県教員左翼運動事件」(二・四事件)
 に関する **新資料発見!!**

[編集復刻版]

「長野県 教員赤化事件」 関係資料集 全3巻

新たに発掘された「陳述速記録」や、当時の長野県学務課で保管されていた各種関係文書二〇点、さらに県内の右翼団体までもが調査した「極秘資料」を復刻刊行!

一九三〇年代の総力戦体制を確立させ、またその後の教育・思想・文化統制の一役を担った治安維持法の実質的運用の実態を検証し、さらには満蒙開拓青少年義勇軍の送出やメディア統制の強化へと向かうプロセスを解明するための格好の資料群!

- 解説 前田一男
- 推薦 伊藤純郎
荻野富士夫
- 前定価 6万円十税



六花出版



六花出版 ①101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-28 電話 03-3293-8787 FAX 03-3293-8788 http://rikka-press.jp

内容見本

(第1巻収録の「裁判資料より」)

藤原晃陳述速記録
裁判長是迄處分受ケタ事ハナクツカ
藤原アリマセヌ
裁 家族ハ何人デアッタカネ
被 (爾ク點レテ) 十一人テヌ
裁 丙親ハ違者カ
被 サリテヌ
裁 父ハ元何ニテ居ッタネ
被 小學校教員ニ三十年
裁 昔春レ向キハドウカネ
被 並日通テヌ
裁 生活上カニ社会ニ對シ不平
被 特別ニアリマセヌ

小松俊蔵公判速記
四月三十日
小松俊蔵公判速記
裁 是レフテ此分ノ事ケラノ一トサツタカネ
被 アリマセヌ
裁 家族ハ何人デアッタカ
被 八人デヌ
裁 丙親ハ違者カ
被 ハウデニス
裁 父ハ何レテ居
被 農業ヲレテ居
裁 親ガ不兄弟
被 アリマス

村卓公判速記
裁 是レフテ此分ノ事ケラノ一トサツタカネ
被 アリマセヌ
裁 家族ハ何人デア
被 今私ト四人
裁 死ニマレタ
被 姉ハ家族デハ
裁 父ハ何レテ居
被 上水内郡ノ郡
被 ナツタノ事

石田裁判長
裁 是レフテ此分ノ事ケラノ一トサツタカネ
被 アリマセヌ
裁 家族ハ何人デア
被 五人デヌ母ハアリマスガ父ハ私ノ五才ノ
被 七才ナリ事ト妹ガ一人アリマス
被 母親ノ手ニ育テラレタノカ
被 五才ノ時父ニ別レテカラハ祖父祖母ノ手ニ
被 主トレテ育マレマレタ
被 父ハ何レテ居ッタカ
被 菓子ノ製造販賣ヲヤツテ居リマレタ

西條億重公判速記
裁 是レフテ此分ノ事ケラノ一トサツタカ
被 アリマセヌ
裁 家族ハ何人デア
被 六人デヌ實際ノ母ハ私ノ七才ノ時七ノナツテ母デ
被 スガ家カハ田滿デヌ
被 生者向キハ
被 中ノ下位デヌ
被 父ハ何レテ居ルカ
被 百姓デヌ
被 生者上社会ニ村レテ一棟ノ不満不平ノ感レテ
被 持ツタコトハナイカ
被 小ハ小ハイ時カラ貧乏ノ家ニ育テマレタカ

矢野口波子陳述速記
矢野口
アリマセンシタ
裁 家族ハ
被 七人テヌ
裁 丙親ハ違者カ
被 父ハ七十歳テヌカ二年越ノ中風テヌ母ハ違者テ
被 スカ六十五才テヌ
裁 兄弟ハ
被 六人テヌ兄カ一人姉カ四人私ハ一番下テヌ

刊行にあたって

一九三三年二月四日、長野県諏訪地方を
中心に始まった、大規模思想弾圧事件「長
野県教員左翼運動事件」(二・四事件)は、日本
労働組合全国協議会や新興教育同盟準備会
傘下の教員組合員に対して、治安維持法違
反として検挙、その全検挙者は六〇八名に
も及び、そのうち教員が二三〇名を占めた
ことから「教員赤化事件」などと呼ばれた。
今回初めて公開される六名の「陳述速記
録」や、当時の長野県学務課に一九三二(昭
和七)年から一九四〇(昭和一五)年まで勤務
していた村松益治氏(故人)所蔵の「参考書」
綴りに残された学務関係資料二〇点、さら
には右翼団体「信州郷軍同志会」がまとめた
「極秘資料」など、新たに発掘された関係資
料を収録し解説を付して復刻刊行する。
自由教育で知られる教育県長野で起きた
この事件は、一九三〇年代以降の総力戦体
制における国民の思想・文化・教育の統制
に向けた契機となった。
またその後の検挙者の「転向」政策に伴う
満蒙開拓青少年義勇軍の送出や、メディア
統制の強化へと向かうプロセスは、まだま
だ解明すべき問題を含んでいる。

(六花出版編集部)



関連年表

年	月	事項(太字は関連事項)
1914	7	第一次世界大戦はじまる
1917	11	ロシア革命
1925	3	「治安維持法」成立
1926	1	「京都学連事件」最初の治安維持法適用
1928	3	「三・二五事件」共産党員の全国的大検挙
1931	6	「治安維持法」改正し死刑及び(目的遂行罪)を追加
1931	9	柳条湖事件
1932	5	「信州郷軍同志会」設立。国家主義的政治結社、中心的指導者は中原謹司で、当時の県議会議員(のち衆議院議員)
1933	8	国民精神文化研究所を設置
(昭和8)	2	1日、長野県学務課より「教員指導監督(二ノスル件)」通牒
	2	4日、長野県警察部、治安維持法違反で新興教育運動参加の教員を検挙(二・四事件)の始まり
	2	25日、「信濃毎日」新聞、教員左翼事件の社会的影響から表記を「某重大事件」とし、関係記事も差し止めとする
	3	国際連盟脱退
	7	滝川事件
	9	15日、長野県、教員左翼運動事件の報道記事を解禁
	10	30日、長野地方裁判所「教員左翼運動事件」の分離公判を開始
	10	17日、長野地方裁判所、第一次公判(諏訪地区)を開始
1934	4	文部省、学生部を昇格し思想局を設置
1935	11	9日、東京控訴院「長野県教員左翼運動事件」被告に判決、三名全員が実刑判決を受け
1936	2	教学刷新評議会を設置、思想統制を強化
1937	7	「二・二六事件」軍部の台頭とともに満洲移民計画が策定される
1938	4	文部省、日本諸学振興委員会を設置
	7	「盧溝橋事件」日中戦争本格化
	7	思想局を廃止し教学局(外局)を設置
1939	5	「国家総動員法」公布
1940	10	この年から満蒙開拓青少年義勇軍の送出盛んとなる。敗戦までに八万六千人に達する
1940	5	文部省、道府県思想対策研究会設置を通牒
1941	3	大政翼賛会発足
1941	12	国民学校令公布、小学校を国民学校と改称
1942	1	文部省、国民錬成所を設置、中等諸学校の教員を錬成・指導
1944	6	学童集団疎開の開始
1945	10	GHQ、治安維持法廃止

推薦します

信州教育史像の 新たな構築に向けて

伊藤純郎 (筑波大学教授)

「慎ミテ県下ノ教育界ハ過去ニ於テ憂ウベキ事態ヲ起コシタノデアリマスガ、自覚反省ニヨリ今日デハソノ懸念ナキニ至リマシタ」。

信州教育に関する昭和天皇の御下問に対する大村清一長野県知事の言葉（一九三五年五月三日付「長官講話要旨」）からうかがえるように、信州教育は、「憂ウベキ事態」となった「長野県教育赤化事件」を「自覚反省」し、満蒙開拓青少年義勇軍送出全団一に象徴されるように、「二五年戦争下の軍国主義・超国家主義の教育に転化した」とされる（『長野県教育史』第三巻総説編三）。しかし、大正自由教育から軍国主義教育への画期とされる「憂ウベキ事態」の実態については、十分な解明が行われてきたとはいえない。「戦慄！ 教員赤化の全貌」（一九三三年九月五日付『信濃毎日新聞』号外）という新聞報道とは裏腹に、「教員赤化の全貌」については資料収集や総合的な考察など様々な課題が残されていた。

今回初めて公開される「裁判資料」（第1巻）や新たに発掘された関係資料（第3巻）などを収録し、「長野県教育赤化事件」に新たな光を照射した本資料集は、こうした課題を克服するだけでなく、信州教育史像の再構築に向けての貴重な資料集となると思う。

治安維持法公判廷の供述の 生々しさを伝える稀有の史料

荻野富士夫 (小樽商科大学名誉教授)

本資料集は二つの大きな意義を持っている。

一つは、『長野県教員左翼運動事件』や長野県学務課の各種文書を通して、「教員赤化事件」という事態への応急的收拾策と恒久的対策の具体相が鮮明になることである。これらの文教当局の資料群と長野県特高課作成の『長野県社会運動史』（一九三九年二月現在、『特高警察関係資料集』第二巻所収）などとの比較異同により、治安体制が総体としてこの事件をテコに教育統制・思想統制をどのように進めていったのかを検証することができる。

もう一つは、「教員赤化事件」のリーダーと目された藤原晃ら六人の長野地方裁判所の公判廷における裁判長との一問一答の「陳述速記録」が収録されたことである。治安維持法について、その司法処理過程の「予審最終決定」や判例として確立する大審院判決はかなり存在し、拡張解釈を重ねて「悪法」の限りを尽くした様相は明らかにされてきたが、実際にどのように起訴や予審、そして本公判がおこなわれていたのかは判然としなかった。六人の「陳述速記録」からは、公判廷において裁判長が判決を下すうえで事件のどのような部分に焦点を絞り、執拗に被告を問い詰め、筋書きにそった供述を引き出していったかが生々しく読み取れる。実質的な審理は予審でおこなわれ、本公判はそれを形式的になぞるだけという先入観があったが、これらの「陳述速記録」によれば、いかに裁判長が「天皇の裁判官」として自らの職務に忠実で熱心であったのかもわかる。

内容見本

〈第2巻収録の「秘 長野県教員左翼運動事件」より〉

頁	誤	正
二	唐木淳三	唐木順三
四	経済学術研究会	経済学研究会
十	矢島文衛	矢島齋
四	昭和三年度 藤原晃林消	昭和三年度ニ合上ラ
五	昭和三年度 松俊茂抹消	昭和三年度ニ合上ラ
八	昭和三年度 下條野郎抹消	昭和三年度ニ合上ラ
九	昭和三年度 藤原晃林消	昭和三年度ニ合上ラ
十	昭和三年度 松俊茂抹消	昭和三年度ニ合上ラ
十一	昭和三年度 下條野郎抹消	昭和三年度ニ合上ラ
十二	昭和三年度 藤原晃林消	昭和三年度ニ合上ラ
十三	昭和三年度 松俊茂抹消	昭和三年度ニ合上ラ

第一編 事件、経過	第二編 事件、経過
第一事件、発端並、関係教員数	第一事件、発端並、関係者数
二 関係教員、被疑事項	二 関係教員、被疑事項
一 永明小学校、於ケル萌芽	一 永明小学校、於ケル萌芽

第一編 事件、経過	第二編 事件、経過
第一事件、発端並、関係教員数	第一事件、発端並、関係者数
二 関係教員、被疑事項	二 関係教員、被疑事項
一 永明小学校、於ケル萌芽	一 永明小学校、於ケル萌芽

氏名	籍地	年齢	被疑事項	行政処分	備考
小林元	長野県	三三
...

